

カロリング期の「カピトゥラリア」に関する近年の研究動向

— MGH 新版刊行担当者らによる近年の仕事を中心に —

津 田 拓 郎

はじめに

筆者は2012年3月に「カピトゥラリアに関する近年の研究動向」とのタイトルで、主として1990年代以降に刊行された「カピトゥラリア」関係の研究動向を網羅的に紹介することを試みた(津田2012b¹⁾、以下「前稿」と表記)。そこでは、伝統的に「フランク君主の勅令」であるとみなされてきた「カピトゥラリア」に対する研究者の認識が大きく変化しはじめていること、「カピトゥラリア」という史料類型の存在そのものを疑う見解も現れていることなどが指摘されるとともに、近年議論されているいくつかの論点が提示された。しかし、その後の3年間において、「カピトゥラリア」研究はさらに大きく進展している。様々な事情から大幅に遅れていた MGH の新版刊行プロジェクトが本格的に動き出すとともに、新版刊行を担当する5人の研究者がワークショップを組織して、一連の「カピトゥラリア」に関する研究論文を刊行したのである。以下ではこうした「カピトゥラリア」の新版刊行担当者らの仕事をたどりつつ、他の研究者による近年の研究成果も踏まえて「カピトゥラリア」研究の現状を分析する。こうした研究動向と、本科研プロジェクトの枠内で公表することが出来た筆者自身の仕事との関連性について報告することが本稿の目的である。

以下本稿では「カピトゥラリア」(単数形:「カピトゥラーレ」)の語を、「研究者たちによって『カピトゥラリア』として扱われてきたテキスト群」一般を指して用いる。「研究者たちによって『カピトゥラリア』として扱われてきたテキスト群」とは、基本的に MGH 版(現在利用可能な版は19世紀末のボレティウス・クラウゼによる版)に含まれるテキストとほぼ一致するのではあるが、論者によってどの範囲のテキストを「カピトゥラリア」とみなすべきかの理解が多様であるため、明確な定義を行ったうえで研究動向を紹介することは困難である。なお、本稿では便宜上「カピトゥラリア」という史料類型の存在を大前提としているかのごとく叙述が行われるが、このような前提は筆者自身の理解とは必ずしも合致していないことも断っておきたい。

1) http://www2.lit.kyushu-u.ac.jp/~his_west/siryo_ron/houkoku_syo/houkoku_syo_main.html で閲覧可能。

MGHによる「カピトゥラリア」新版計画

当初 MGH「カピトゥラリア」の新版刊行を担当することとなっていたのは、フライブルク大学の H. モルデクであったが、彼が2006年に死去したため、新版刊行計画は大きく2つに分かれて進められることとなった。6世紀からシャルルマーニュの死亡年(814年)までの時期の「カピトゥラリア」については、モルデクが生前ある程度作業を進めていたこともあって、その弟子である M. グラットハールに刊行作業が委ねられた。他方でルイ敬虔帝時代以降に関しては、K. ゼヒール・エッケスが担当することとされた。ところが、彼もまた刊行作業に手をつけることなく2010年に死去してしまう。こうした状況を受けて、2011年、MGHはルイ敬虔帝以降の「カピトゥラリア」の刊行を、P. ドゥプルー、S. エスダース、S. パッツォルド、K. ウーブルの4名に委ねることを決定するに至った²⁾。

現在ルイ敬虔帝時代以降の「カピトゥラリア」刊行プロジェクトはケルン大学のウーブルを中心に進められており、2014年4月からはノルトライン・ヴェストファーレン・アカデミーのプロジェクトとして、多額の補助金を得つつ16年間にわたって継続されることが決定している³⁾。新版は何冊かの分冊の形で刊行されるとのことであるが、現段階では刊行時期や分冊数等の詳細は未定の様子である。他方で、ケルン大学の「カピトゥラリア」新版刊行プロジェクトのホームページ(<http://capitularia.uni-koeln.de/>)上では、各写本中の「カピトゥラリア」部分のトランスクリプションが写本ごとに xml 形式で公開されることが予告されている。2015年1月段階で閲覧可能なデータはごく少数にとどまっているものの、ルイ敬虔帝期の「カピトゥラリア」に関するトランスクリプションは2017年までに公開が完了するとのことである。また、同じくケルン大学の「フランク王国における世俗法写本データベース」(<http://www.leges.uni-koeln.de/>)では、それぞれの写本データのページから、モルデク作成の「カピトゥラリア」写本目録(Mordek 1995b) 該当ページの PDF データを閲覧することが可能となっており、「カピトゥラリア」研究にとっても極めて有益なものとなっている。

一般訓令の新版

前稿(津田 2012b)以降の「カピトゥラリア」の研究動向において最も重要なのは、シャルルマー

2) <http://capitularia.uni-koeln.de/projekt/ueber-das-projekt/> (2015年月閲覧)。

3) C. Märkl, 'Monumenta Germaniae Historica. Bericht über das Jahr 2013/14', *Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters* 70, 2014, p.X.

ニュの最重要「カピトゥラリア」ともみなされてきた「一般訓令 *Admonitio generalis*」の新版⁴⁾が刊行されたことである。この新版は旧版と比較した場合、跋文や条項番号などにおいていくつかの重要な改訂が行われており、旧版とは異なりドイツ語対訳も付されている。また、写本情報などとどまらず、この史料自体についてのかかなり詳細な分析が行われている点も重要である。例えば、本文部分の成立についてはアルクインの関与を部分的にのみ認め、しばしば著者(の一人)とみなされてきたオルレアン司教テオドゥルフの関与は否定するなど、これまでの通説を覆す新説が提示されている。シャルルマーニュが意図した通り、国王巡察使を通じた王国各地へのテキストの配布が実現していた可能性が高いこと、その際には小冊子のような形でテキストが複製されていたらしいことが指摘されている点も、この時代の文書利用を考える際に重要である。なお、「一般訓令」については旧版を底本とした河井田による邦訳(河井田 2005a)と注解(河井田 2005b)があり、邦語の研究文献においても何度か取り上げられてきたが(五十嵐 2010; 多田 1995; 津田 2005)、近年多田は民衆教化を扱う研究書(多田 2014)中の2つの章を「一般訓令」に関する議論にあて、1995年の議論をベースにしつつも、MGH 新版における新説も踏まえて大幅な加筆を施し、このテキストについての極めて詳細な分析を提示している。

さて、MGHの「一般訓令」新版においては、「一般訓令」成立に至るまでの歴史的背景や、その後のシャルルマーニュ治世の史料における「一般訓令」の利用といった論点も詳細に議論されており、「一般訓令」にとどまらず、シャルルマーニュ期の「カピトゥラリア」をめぐる諸問題を考える場合に重要となる知見もいくつか含まれている。すべての論点を紹介することは出来ないが、例えば、806年前後の国王巡察使派遣に際して用いられたと思われる諸文書(「カピトゥラリア」)について、かなり詳細な分析が行われていることを指摘出来る。他方でさまざまな角度から詳細な議論が行われていながらも、「一般訓令」とその他の「カピトゥラリア」の相違についての編者の見解は明言されておらず、「カピトゥラリアとは何か」という問題について正面から取り組む姿勢も見られない。私見では、国王巡察使を通じた王国中への体系的な写しの送付といった事例は、他の「カピトゥラリア」に一般化することが出来るようなものではないため、この点についての説明が欠けている点にはやや不満が残った。今後刊行される他の「カピトゥラリア」の版において編者の理解が披露されることを期待したい。

「カピトゥラリア」を扱う博士論文

2013年、『ルイ敬虔帝時代(814–840)におけるカピトゥラリア法と証書慣行』と題する博士論文

4) H. Mordek, K. Zechiel-Eckes and M. Glatthaar (eds.), *Die Admonitio generalis Karls des Großen, Fontes iuris germanici antiqui in usum scholarum separatim editi* 16, Hannover, 2012.

がWeb出版の形で刊行された (Mischke 2013)⁵⁾。序文によると、本研究は、ボン大学のテオ・ケルツァーが進める MGH のルイ敬虔帝証書刊行プロジェクトの枠組みの中で進められた仕事である。本論部分では御料林・通行税・財産返還という3つの領域において、国王証書に見られる慣行と「カピトゥラリア」に見られる規範の関係性についての考察が行われている。第1章においては「カピトゥラリア」研究の現状が分析されており、最新の研究動向が紹介されているものの、本研究において「カピトゥラリア」は君主の意図が反映された史料として、現実の慣行が反映された史料としての国王証書と対比されて理解されている。動向紹介部分では「カピトゥラリア」を柔軟に理解すべきことなど最新の知見を踏まえて分析を行うことも予告されているものの、本論部分での「カピトゥラリア」の用いられ方はむしろ伝統的な枠組みを脱していないとの印象を受けた。もっとも、「カピトゥラリア」に見られる規範が証書に見られる現実の慣行の中に相当程度反映されているという点の指摘は、今後の「カピトゥラリア」理解にとっても一定の意義を持つものであろう。

同年ミュンヘン大学に提出された菊地重仁による博士論文 (Kikuchi 2013) は、国王巡察使制度を網羅的に検討するものであるが、菊地は「カピトゥラリア」を国王巡察使と極めて密接に関係した文書群であると捉えているため、本研究においてはカロリング期の「カピトゥラリア」がかなり詳細に分析されている。当該博士論文は現在刊行準備中とのことであるが、そこで行われた議論の一部は、いくつかの邦語論文の形で刊行されている (菊地2012; 菊地2014a; 菊地2014b) ため、以下で「カピトゥラリア」研究にとって重要な論点をいくつか紹介していきたい。

『西洋史研究』論文 (菊地 2014a) は、国王巡察使 (菊地論文においては「ミッシ・ドミニキ」とカタカナ表記) を用いた情報伝達が扱われており、「カピトゥラリア」や回状形式の命令書などさまざまな種類の文書がその際に用いられたことが、いくつかの実例とともに紹介・分析されている。「カピトゥラリア」の理解に関して重要であると思われるのは、国王巡察使が (しばしば「カピトゥラリア」の形で文字化されている) 命令・規範の共同策定者でありかつそうした命令・規範の伝達者にして遂行者だったという指摘、君主と在地の間を巡察使が短期間の間に何度か行き来して在地の状況を君主に報告している事例の指摘、そうした命令伝達・執行形態が見られる時期が各君主治世において何度か (のみ) あらわれることの指摘である。加えて、こうしたケースが決して典型であったわけではないという点が指摘され、当時の慣行の「柔軟性」が強調されていることも見落とせない。同稿の分析は体系的・網羅的なものというよりは、エクセンプラリッシュなものであり、各君主治世ごとの慣行の変化に関する議論やどのような機会にどのような伝達経路が用いられたのかといった論点の検討が十分になされているわけではないものの、こうした点については刊行準備中の博士論文内で十分に論じられることが予想される。同稿において菊地が強調する諸点の正しさは、以下で紹

5) <http://hss.ulb.uni-bonn.de/2013/3157/3157.htm> から無料で閲覧可能 (2015年1月閲覧)。

介する近年の「カピトゥラリア」研究においても裏付けられつつあるとあって良いため、博士論文の刊行により我々の「カピトゥラリア」理解はさらに深化することが期待されるのである⁶⁾。

他方で『西洋中世研究』論文(菊地 2014b)は、801-803年におけるシャルルマーニュの改革に焦点をあてたもので、議論の中心はこの時期の錯綜したクロノロジーの再検討及び「法改革」と国王巡察使運用法の変化に関するものとなっている。したがって同稿では「カピトゥラリア」自体が主たる検討対象になっているわけではないのであるが、801-803年に国王巡察使がさまざまな種類の文書群(多くは「カピトゥラリア」としてMGH旧版で刊行されていたもの)とともに繰り返し派遣されていること、こうした形での体系的な巡察使の派遣(と「カピトゥラリア」の利用)が789年以来10年以上の空白を経て行われていることの指摘は、「カピトゥラリア」研究にとっても重要な論点である。クロノロジーの再検討を行う部分において、この時期に属すると考えられるいくつもの「カピトゥラリア」の性質についても最新の研究動向を十分に踏まえた上で再検討が行われている点も見落とせない。「法改革」を再検討するという最終目的とは別に、同稿は『西洋史研究』論文で紹介・分析されていた多数の事例の一つを集中的に掘り下げたものとして読むことも可能なのである。

2つの菊地論文からは、国王巡察使と「カピトゥラリア」の集中的利用が、789年から10年以上を経た801-803年になってようやく再開されること、その後もこうした型が検出される機会は比較的限制されていたことが示唆されている。これは「毎年のように大量の『カピトゥラリア』を発布したシャルルマーニュ・ルイ敬虔帝」という従来のイメージを書き変える重要な指摘であるといえるだろう。

新版刊行担当者によるワークショップ

「カピトゥラリア」研究の大家であり、アンセギスの「カピトゥラリア蒐集」やベネディクトゥス・レヴィタの「(偽)カピトゥラリア蒐集」刊行の担当者であるG. シュミッツの65歳の誕生日を記念して、「カピトゥラリア」の新版刊行担当者らは、2012年2月、チュービンゲン大学において「カロリング期のカピトゥラリア」と題したワークショップを開催、その成果は2014年の *Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters* (以下DA) 誌上で公開された。新版刊行担当者が一堂に会したこのワークショップの成果は、今後の「カピトゥラリア」研究にとって重要な指針となるものであり、筆者(津田)が本稿執筆を思い立ったのもこのワークショップに触発されたことであっ

6) 時代ごとの慣行の変化については、在地における国王巡察使の活動をサポートする意図で、君主が任地に別個に書簡や命令書を送付している事例がルイ敬虔帝以降についていくつか紹介され、「カール大帝期のミッシの任務リストとしての『カピトゥラリア』に見られた文書作成におけるエコノミーとは異なった、命令伝達における文書利用の様態」が指摘されていることは興味深く、さらなる詳論が期待される、菊地 2014b、36-37頁。

た。以下では2014年の *DA* (70-1) に寄稿しているグラットハール、ドゥプルー、ウーブル、パッツォルドの仕事を順に紹介していく。なお、2012年のワークショップ報告のうち、エスダースによる „Sakramentales“ in den italischen Kapitularien Ludwigs des Frommen und Lothars I. とシュミッツによる *Blick zurück nach vorn: Chancen computergestützten Edierens* は本稿脱稿段階では未刊行であるためここでは触れることが出来ない。また、グラットハールとウーブルは当該ワークショップの成果以外にも「カピトゥラリア」に関して重要な仕事を刊行しているため、ここであわせて紹介することとする。

グラットハール

シャルルマーニュ期の「カピトゥラリア」の刊行を担当するグラットハールは、2013年、2014年と2年連続して *DA* 誌上に「カピトゥラリア」の史料論的論考を掲載した (Glatthaar 2013; Glatthaar 2014)。2013年の論文は、805-806年にティヨンヴィルで出されたとされてきた「カピトゥラリア」(旧版における43番と44番)の成立過程、諸版の相互関係を分析したものである。これらの「カピトゥラリア」は極めて多数の写本中で伝存しており、相互に異なるいくつかのヴァージョンで伝わっていることが以前から指摘されていた。グラットハールは同稿において、写本間の相違を丹念に分析した上で、805-806年にかけての国王巡察使派遣とそれに付随する文書利用のあり方を具体的に解明している (なお、この時期の活動については上述の「一般訓令」新版の解題部分においても詳細な議論がなされており、あわせて参照すべきである)。彼によれば、これらのテキストは大きく3つのヴァージョンに分けることが可能であり、それぞれ、805年末に成立したテキストの草案、翌年初めの集会において国王巡察使に与えられ、王国中で公知された公式版、さらなる補足を加えられた最終版にあたるという。彼は、これらすべての版が宮廷に由来しており、そのすべてが宮廷に保管されていたと推測し、「カピトゥラリア」の持つ実務的性格を強調するとともに、「カピトゥラリア」の拘束力を生み出すのが国王権力に他ならないというガンスホーフ以来のテーゼが再確認されたと述べている。

同稿の議論においては、これらのテキスト群が成立する805-806年の間に複数回国王巡察使の在地への派遣 (と宮廷へのフィードバック) が行われたことも指摘されており、上述の菊地重仁による2論文で扱われている789年や801-803年の事例とも比較可能なものといえるだろう。ただし、こうした事例の位置付けについての理解は菊地 (及び以下で紹介する諸研究) とグラットハールの間でやや異なっている。大部分彼の手による「一般訓令」新版 (の解題部分) においては、上述の通り「一般訓令」と他の「カピトゥラリア」の関係についての議論はほとんど行われていなかったのであるが、同稿においてグラットハールは、この事例が「カピトゥラリア」の典型的事例 *Musterbeispiel* であると明言している。しかし、同稿においては「カピトゥラリア」の宮廷への保管を裏付け

る証拠についての議論は事実上行われておらず（別稿での議論が予告されている）、こうした事例をどれだけ他の「カピトゥラリア」に一般化出来るのかについては疑問が残る。筆者が調査した限りにおいて、宮廷アーカイヴへの保管を「カピトゥラリア」全体に一般化することを可能とするような証拠は、シャルルマーニュ期・ルイ敬虔帝期に関しては一切見られなかったためである（津田2013a）。段階を踏んで3つのヴァージョンが成立したにもかかわらず、それらすべてが宮廷に保管されていた理由や、「最終版」の成立後も「草案」や「(第一の)公式版」が写本中に筆写され続けることについての説明も見られない。詳細な写本分析に基づいた805-806年のテキスト群の成立に関する議論は一定の説得力を持っているものの、「カピトゥラリア」の拘束力を国王の権威に由来させるというガンスホーフ説の再強調や、これが「カピトゥラリア」の典型的事例であるといった言説は、「カピトゥラリア」の多様性や文書利用の柔軟性の強調という近年の動向とはやや距離を置いたものであり、グラットハールの「カピトゥラリア」理解が少なくともこの段階では相当程度保守的であったことが反映されているのかもしれない。

他方で、2014年の論文（2012年のワークショップの報告に基づくもの）においては、グラットハールの「カピトゥラリア」理解が相当程度柔軟なものに変化してきていることが読み取れる（Glatthaar 2014）。同稿は、一つの「カピトゥラレ」内部に、王が一人称で語る形式と三人称の語りの中で第三者として国王が言及される事例が混合してあらわれるという、古くから知られてきた事例を扱ったもので、グラットハールはこうした「混合形態」が見られるシャルルマーニュ期の「カピトゥラリア」を多数取り上げ、一つ一つの文言について誰が誰に語っているのかといった諸要素を丹念に分析・考察することで、それぞれの「カピトゥラリア」の成立事情を明らかにしている。同稿はシャルルマーニュ期の多くの「カピトゥラリア」についてさまざまな新知見を提示しており、それらすべてをここで紹介することは出来ないが、集会の場で成立した「カピトゥラリア」に「混合形態」が現れている事例が多いこと、「混合形態」や君主が一人称で語る形態がいわゆる「部族法典付加勅令」にはほとんど現れないことの指摘は重要である。また、いくつかの事例では、幼年の王を戴く副王国における摂政や国王巡察使を担当する役人が、事前に容易された草案テキストを基盤としてさらに内容を補足していく様も明らかにされている。そして、丹念な分析から「カピトゥラリアの成立事情」に迫ることに成功した同稿の末尾では、「カピトゥラリア」の様式の多様性が強調され、ここで明らかになった事例は決して一般化出来ないということが明言されているのである。「混合形態」から成立事情を読み取るという手法はすでにペッセル（Pössel 2006）やパッツォルド（Patzold 2007b）によっても行われてきたものであるが、同稿でのグラットハールの分析は、検討対象とされている事例数や検討の詳細さにおいてこうした先行研究の水準を大きく超えるものであるとあって良い。

ドゥプルー

2012年のワークショップでの報告に基づくドゥプルー論文 (Depreux 2014) は、主としてルイ敬虔帝時代の「カピトゥラリア」を対象に、旧版においてそれぞれの「カピトゥラリア」に付された名称が、テキストの性質を理解する妨げになっていることを指摘したものである。ドゥプルーは、従来の(多くの場合同時代の文言に基づかない)名称のもつ様々な問題点を指摘し、新版においては教会会議の版と同様に各テキストに番号のみを付す方法を提唱している。旧版の「カピトゥラリア」の名称がしばしば写本における根拠を持っていないことは以前から繰り返し指摘されてきたことであるが、ドゥプルーの論点はそこにとどまらない。同稿ではさまざまなテキストが分析の対象となっており、特に目を引くのは、詳細な写本分析を通じて、「部族法典付加勅令」(と呼ばれてきたテキスト群の一部)が、「部族法典」への「付加」ではない可能性を指摘している点である。また、条項の内容や文体の分析(ここでは Glatthaar 2014と同様の手法が用いられている)から、ルイ敬虔帝のいくつかの「カピトゥラリア」が、一つの王国集会において用いられた Arbeitsmaterialであることを明らかにした点も見落とせない。そこには、それぞれ「将来の集会での議論のたたき台となるテキスト」、「集会での決定の記録」、「協議の結果を受けて派遣された巡察使と皇帝の謁見の記録」など極めて多様なものが含まれているとして、「カピトゥラリア」というジャンルへの所属を示唆する名称を付した場合には、そうした多様性が覆い隠されてしまうとの指摘がなされている。そして、これらのテキスト群がすべて同一の王国集会に付随して用いられたものであったということを解明した点も重要である。ドゥプルーは特にこの点を強調しているわけではないが、シャルルマーニュ期について上述の菊地論文(菊地 2014a; 菊地 2014b)が明らかにしたのと同じように、ルイ敬虔帝期においても多数の文書が集中的に用いられる時期が存在したのであって、我々に伝わっている「カピトゥラリア」は必ずしもルイ敬虔帝治世全体にまんべんなく位置付けられるわけではない可能性が高い。ここから浮かび上がってくるイメージは「(シャルルマーニュと同じく)毎年のように多数の『勅令』を発布したルイ敬虔帝」という伝統的イメージとは全く異なるものなのである。

ウーブル

上述の通り2014年から始まった16年間のプロジェクトにおいて、ルイ敬虔帝期以降の「カピトゥラリア」新版作成を主導する立場となったウーブルは、近年極めて活発に成果を公表している。2012年のワークショップの報告に基づく DA 論文 (Ubl 2014a) は、マキタリックによるテーゼ (McKitterick 1989; McKitterick 1993) 以来通説の位置を占めるに至っていた、ルイ敬虔帝のいわゆる「レーゲス写本室」の問題を再検討したものである。マキタリックは、ルイ敬虔帝がいわゆる「部族法典」や「カピトゥラリア」を体系的に筆写・伝播させた証拠として、宮廷の(又は宮廷と密接に結びついた)「レーゲス写本室」で作成されたとされる写本をいくつか提示していた。「カピトゥラリ

ア」が宮廷の「レーゲス写本室」で体系的に筆写・伝播されたというテーゼについてはすでにモルデク (Mordek 1996a) の批判があり、筆者 (津田) もかつて批判的に取り上げたことがあった (津田 2013a) が、モルデクも筆者も「レーゲス写本室」の存在それ自体を疑うことはなかった。それに対しウーブルは、「レーゲス写本室」産とされてきた写本群を古文書学・古書冊学的に詳細に再検討することで、マキタリックのテーゼが根拠を欠いていることを浮彫にし、さらには「レーゲス写本室」産とされてきた写本中に改訂前のサリカ法テキストが収録されているという以前から知られていた問題についても、それらの写本と宮廷との結びつきを否定することで説得的な説明を提示することに成功している。同稿の議論は、一見「レーゲス写本室の不在」を証明するという非建設的なものに終始しているようにも思われるかもしれないが、「部族法典」が(「カピトゥラリア」や書式集と同じく)宮廷ではなく在地のイニシアチヴで大量に筆写されていたという指摘は、ルイ敬虔帝時代における文書利用の増大という周知の事実を従来説とは異なる形で解釈する可能性を提示するものであり、「カピトゥラリア」研究にとっても極めて重要である。

ウーブルは2014年にシャルルマーニュ期のいわゆる「法改革」についても論文を公表している (Ubl 2014c)。同稿にはフランク王国におけるローマ法の存続の問題や、文字の形の規範の重視といった極めて重要な論点が含まれているが、ここではそれらのすべてを紹介することは出来ない。しかし、従来798年に成立したと考えられてきたサリカ法 E 版を「一般訓令」と同じ789年に成立したものととらえ、802年前後の法改革に先だって789年に大規模な立法活動・法典改定活動が存在したと指摘している点は、「カピトゥラリア」を考える際にも極めて示唆に富んでいる。ウーブルは789年と802年の活動の類似性を強調するとともに、800年以前に国王による立法活動が集中的に行われるのは789年のみであるという点を強調するのである。上述の菊地論文 (菊地 2014a ; 菊地 2014b) やドゥプルー論文 (Depreux 2014) の部分で述べた知見がここでも確認されているといえるのではないだろうか。

ウーブルは「教会会議」の新版刊行に際してのシンポジウムにおいての報告に基づく論文も *DA* 誌上に刊行している (Ubl 2014b)。ここで扱われるのは東フランク王国のトリブルで895年に開催された教会会議であり、結婚関係の規定の分析から、司教と俗人との緊張関係を読み取る作業が考察の中心に置かれているため、一見すると「カピトゥラリア」研究とは無関係な論考であるとの印象が得られるかもしれない。しかし、前稿 (津田 2012b) でも指摘したように「教会会議決議」と「カピトゥラリア」の境界線は明確なものではなく、そもそもトリブル会議決議は「教会会議」新版刊行前はMGHの「カピトゥラリア」の旧版において刊行されていたのである。そして3つのヴァージョンで伝存しているトリブル教会会議決議の相互比較を通じて、教会会議のみに由来するのは一つのヴァージョンのみであり、残り2つは会議終了後にそれぞれ手を加えられた形を示していること、2つそれぞれの編集手法が大きく異なることを明らかにした同稿の議論は、「カピトゥラリア」

の成立過程を考える際にも重要な事例であるといつて良い。同稿は、前述したグラットハール論文 (Glatthaar 2014) や次に紹介するパッツォルドの研究 (Patzold 2014) が明らかにした知見とあわせて参照されるべき重要な事例を提示しているのである。

パッツォルド

2012年のワークショップにおける報告に基づく DA 論文 (Patzold 2014) が扱うのは、ベネディクトゥス・レヴィタの「(偽) カピトゥラリア蒐集」に収録されているの1つの条項である。パッツォルドはこの条項の出所を探る議論を出発点に、829年ヴォルムス集会に際してルイ敬虔帝が出したと考えられてきた「カピトゥラリア」群を収録する写本系統を検討し、この条項が828-829年にかけての大小の集会の協議の経過の中で進められた改革に関係するものであることを明らかにし、829年のヴォルムス集会に際して作成された「カピトゥラリア」には、集会での議論を踏まえた「完全版」と、集会前に巡察使に与えられていた暫定版が存在した事を指摘している。すでに何度も繰り返してきたように、ここでも比較的短期間の間に多様な文書が作成・利用・改訂されていく様が明らかになっているのである。

なお、同稿末尾においてパッツォルドは、「カピトゥラリア」が「君主の勅令 *Herrschererlasse*」であるとの理解への疑いや、「カピトゥラリア」を法制史的に狭く捉えるべきではないということをも明言しており、こうしたことを強調する点においては他の論者と大きく態度が異なっている。ただし、それと合わせて「カピトゥラリア」(とみなされてきたテキスト群) が君主を中心とする政治的慣行を色濃く反映した文書群であるという点もあわせて指摘されていることは見落とせない。「カピトゥラリア」一つ一つを研究することで、当時の文書慣行やコミュニケーションのあり方が明らかになるということであろう。現在の所「カピトゥラリア」研究者でこうしたことを明言するのはパッツォルドのみではあるが、すでに紹介してきた他の論者の仕事を見れば、パッツォルドの述べることの意義は自ずと明らかになる。すなわち、同稿が扱う828-829年の事例のみならず、グラットハールが806年前後について、菊地やウーブルが789年や801-803年について、ドゥプルーがルイ敬虔帝治世前半についてそれぞれ明らかにした事例から浮かび上がってくるのは、「王国集会や教会会議での決定を文字化し勅令として発布したものがカピトゥラリアである」という単純なイメージとはかけ離れた文書利用とコミュニケーションの慣行なのである。

ま と め

これまで、前稿 (津田、2012b) 以降の約3年間にあらわれた「カピトゥラリア」の研究動向を概観してきた。現在の「カピトゥラリア」研究においては、かつて活発になされていた「カピトゥラリア」の法的有効性の源泉をめぐる議論や、「同意」定式の法的意義をめぐる議論、「カピトゥラリ

ア」をいくつかの類型に分けて理解しようとする試みなどはほぼ完全に消滅したとあって良い。むしろ、どのような場でどのような形でテキストが成立し、どのような形で複製・伝達され、どのような経緯を経て現在我々が手にするような形になっていったのかといった実践的な観点の前面にあらわれてきている。前稿では、真の意味で「カピトゥラリアの成立」を扱うタイプの研究が欠けていることを指摘したのであるが、本稿で紹介した研究の多くがこうしたテーマに取り組んでおり、前稿で紹介した新動向を発展させる形で着実な成果が挙げられているとの印象を得た。そしてそこから浮かび上がってくるのは、「カピトゥラリア」に対する硬直的な理解が打破され、君主を中心とした当時のコミュニケーションの中で極めて多様な文書群が柔軟に用いられている姿である。こうした方向からの研究がある程度蓄積される中で、「毎年のように王国集会で勅令(=カピトゥラリア)を發布したシャルルマーニュやルイ敬虔帝」という従来の素朴なイメージが書き換えられる可能性も生じているように思われる。

このような形で「カピトゥラリア」新版担当者やその他の論者の研究に一定の方向性が検出される一方で、「カピトゥラリア」とは何かという問いに対して積極的に自説を提示する論者がパツォルドのみである点は強調されるべきであろう。前稿でも述べたように、筆者(津田)は少なくともシャルルマーニュ期・ルイ敬虔帝期に関しては、パツォルド同様「カピトゥラリア」=「君主の勅令」という理解を避けるべきであり、そもそも「カピトゥラリア」なる文書類型の存在を前提せずに議論を進めるべきであるという考えを持っているのであるが、新版担当者のグループ内には、「カピトゥラリア」の理解に関して微妙なずれが存在しているように感じられる。例えば、ウーブルは2014年に刊行した概説書(Ubl 2014d)においては、「カピトゥラリア」なる文書類型の存在が自明の前提であるかのような記述を提示している⁷⁾。ドゥプルーも「カピトゥラリア」とされてきたテキスト群の多様性を強調しながらも、「カピトゥラリア」の語でどのようなテキスト群を念頭に置いているのかを明らかにすることなく、「カピトゥラリア」概念の利用を放棄していない様子である⁸⁾。しかしながら、こうしたずれは、新版担当者間で何度か会合を重ねる中で少しずつ埋まっていったのかもしれない。すでに指摘したように、2013年の論文では極めて保守的な「カピトゥラリア」理解を提示していたグラットハールが、2014年の論文では相当程度柔軟な理解へと態度を変えていることが読み取れるのである。新版刊行までにはまだ相当の時間がかかることが予想

7) このことは、「シャルル禿頭王は、ルイ敬虔帝の息子の中で唯一君主の勅令(カピトゥラリア)という伝統を継続した」(Ubl 2014d, p.101)という文言から明らかになる。ただし、「シャルルマーニュのカピトゥラリア」に言及していると思われるp.57では慎重に「命令 Verordnungen と立法 Gesetze」という言い回しを用い、「カピトゥラリア」という語を避けている。

8) 彼は、旧版における134番と135番の名称が *Capitula legibus addenda* であるせいで、これらが「カピトゥラリア」というしっかりと確立されたカテゴリーに属するかのような印象が生まれてしまう(Depreux 2014, p. 95)として、こうした名称の問題点を指摘するのであるが、本論中では繰り返し断りもなく(引用符もなく)「カピトゥラリア Kapitularien」という語を利用し続けている。

されるため、こうした点の議論は個別の「カピトゥラリア」の分析と平行して進められていくのかもしれない。事実、新版刊行担当者たちは定期的に編集会議を開催し⁹⁾、2012年のワークショップ以外にも、さまざまな国際学会において顔を合わせている様子であり¹⁰⁾、そうした機会を通じて担当者間の「カピトゥラリア」理解の溝が埋められていくことが期待されるのである。

本プロジェクトの枠内での筆者による研究

筆者(津田)は本科研プロジェクトの期間中、「カピトゥラリア」に関する論文をいくつか刊行することが出来た。2012年の論文(津田 2012a)についてはすでに前稿(津田 2012b)において一部概要を示したので、2013年以降の成果の意義について、これまで紹介してきた近年の研究動向と関連付けてまとめておきたいと思う。

「カロリング期フランク王国における『カピトゥラリア』と宮廷アーカイヴ」(津田 2013a)は、シャルルマーニュ期・ルイ敬虔帝期の「カピトゥラリア」のうち、宮廷アーカイヴへの保管に関する情報を含むものを取り上げて、当時の文書利用のあり方を分析したものである。「カピトゥラリア」の保管の問題は、当時の宮廷アーカイヴの能力を考える際にしばしば引き合いに出されてきたものの、先行研究においては一致した見解は得られていなかった。ここでは、「カピトゥラリア」なる文書類の同時代性を疑った上で分析を行うことで、この問題に新しい知見を加えることを試みたのである。その結果、少なくともシャルルマーニュ期・ルイ敬虔帝期には、「カピトゥラリアの体系的保管の試み」は存在していなかったこと、文書の保管が試みられた事例では一定程度それが実現していたことがそれぞれ明らかになった。また、この時代の文書利用のあり方を考える際には一部の事例を一般化することは許されないということもあわせて指摘された。

すでに見てきたように、ウーブル(Ubl 2014a)は、ルイ敬虔帝時代の体系的文書保管の根拠の一つとされてきた「レーゲス写本室」の存在を説得的に否定し、この時代の文書の筆写は大部分在地のイニシアチヴに基づいているということを強調していて、筆者(津田)の理解と通底する部分もあるものと思われる。他方でグラットハールは繰り返し、シャルルマーニュ期の「カピトゥラリ

9) <http://capitularia.uni-koeln.de/>によると、2014年9月4日の編集会議では、当該ウェブサイトにおける写本のトランスクリプションデータの提示方針が決定されたようである。

10) 例えば2014年3月にパリで行われた国際学会‘Charlemagne. Les temps, les espaces, les hommes. Construction et déconstruction d’un règne’には、ウーブル、ドゥプルー、パッツォルドの3名が参加し、それぞれ研究成果を報告している(<http://charlemagne.hypotheses.org/>にて報告の動画を閲覧可能)。同年7月のリーズ国際中世学会においては、‘Law and Empire: Editing the Carolingian Capitularies’と題してウーブル、ドゥプルー、エスダース、パッツォルドがG. シュミッツや他の英独の研究者らとともにセッションを組織している。また、パッツォルドとドゥプルーが主催して同年9月アーヘンにて行われた国際学会‘Politik und Versammlung im Frühmittelalter’には、ウーブルとエスダースも参加している。

ア」の体系的蒐集(しばしば「サンス蒐集」と呼ばれてきたもののシャルルマーニュ期の部分)がシャルルマーニュの宮廷アーカイヴに保管されていた「カピトゥラリア」を利用しているとの見解をほのめかしており(Glatthaar 2013; Glatthaar 2014)、それが証明された場合、筆者(津田)の見解は大きな修正を余儀なくされるであろう。グラットハールは現段階ではこうした考えについての根拠を明確に示してはいないものの、別稿での詳論を予告しているため、今後の動向に注目していきたい。

「シャルルマーニュ期・ルイ敬虔帝期のいわゆる『カピトゥラリア』についての一考察」(津田 2013b)は、シャルルマーニュ期・ルイ敬虔帝期を対象に、「カピトゥラリア」自体の文言に含まれる過去の「カピトゥラリア」への言及や、集会での成立を示す文言に注目して、「カピトゥラリア」と見なされてきた文書群の中に極めて多様な機能を持つ文書が含まれていることを明らかにしたものである。「カピトゥラリア」は伝統的に「集会の場で聖俗貴顕の同意を得て出される勅令」であると見なされてきたのであるが、そうしたイメージに合致するものは「カピトゥラリア」の中のごく一部のみであるということも、分析の結果浮かび上がってきた。

カロリング期全体を対象に叙述史料(年代記や君主の伝記)における文書利用への言及を網羅的に分析した「カロリング期の統治行為における文書利用——シャルルマーニュ期は『カピトゥラリアの最盛期』だったのか」(津田 2014a)でもこうした結論は再確認された。通説では、「カピトゥラリア」はシャルルマーニュ期・ルイ敬虔帝期に大量に出されたものの、カロリング後期になるとその数は大幅に減少し、西フランクのシャルル禿頭王のみがこうした伝統を継続したと言われている。しかし、同稿の分析からは、カロリング期全体を通じて、叙述史料で言及される「集会の決定の文字化」の事例数はさほど多くはなく(各君主の治世ごとに数回程度)、シャルルマーニュ期・ルイ敬虔帝についてもカロリング後期についてもその頻度はほとんど変化していないことが明らかになった。従来の「最盛期たるシャルルマーニュ期・ルイ敬虔帝期」というイメージと叙述史料から浮かび上がってくるイメージのずれは、「最盛期」の「カピトゥラリア」の多くが、「勅令」ではなく「情報伝達の際の補助的文書」であることに由来していると想定出来る。後者のタイプの文書は叙述史料の言及対象とはなり得ないことが推測出来るのである。

この2つの論考の分析結果を総合すれば、伝統的な「カピトゥラリア」のイメージに合致する「勅令」のごときものが出されたのは、各君主治世において数回にとどまるのであり、それ以外の大多数の「カピトゥラリア」は「勅令」とは異なる極めて多様な役割をもつ雑多なものであったというイメージがあらわれる。他方で、本稿で紹介したように、近年の「カピトゥラリア」研究においては、各君主治世において何度か集中的に文書が利用される時期が検出されるということが明らかにされている(789年、801-803年、805-806年、829年など)。そして、上で紹介した研究は、それまで「成立年」未確定とされてきた「カピトゥラリア」の多くが、こうした集中的文書利用の時期と結びついていることを突き止めている。筆者の研究が指摘した「勅令」のイメージをもつ文書が生まれ

ている時期が、まさしくこうした集中的文書利用の時期とほぼ合致していることは重要である。こうした各君主治世に数回のみ存在した「勅令」発布の機会の前後に、さまざまな性質を持った補助的文書（協議の議題や事前に準備された草案、中間報告文書、決定事項の非公式なメモ、国王巡察使が用いる文書などなど）が多数用いられていたという文書利用のあり方が想定出来るのである。

このように、筆者（津田）の研究とここ数年の「カピトゥラリア」研究が提示する結論には様々な形で共通点が見られる。他方で、近年の研究が指摘していない重要な論点も残されていると思われる。本稿前半で紹介した近年の研究は、基本的にシャルルマーニュ期・ルイ敬虔帝期にのみ焦点をあてているため、時代ごとの慣行の変化に関する考察が全くなされていないのである。それに対し筆者は、上述の2論文（津田 2013b；津田 2014a）において、シャルルマーニュの皇帝戴冠以前、シャルルマーニュの皇帝戴冠以後、ルイ敬虔帝期、ヴェルダン条約以降の各分王国における文書慣行が、それぞれ大きく異なっている可能性を（やや仮説的にではあるが）指摘した。とりわけ、叙述史料にあらわれてこないタイプの「カピトゥラリア」（＝「勅令」ではないさまざまな補助的文書）の領域において、変化が大きいとの印象がある。皇帝戴冠以降に国王巡察使向けと思われる文書が増加すること、シャルル禿頭王期には叙述史料にあらわれてこない補助的文書においても文書形式が整っていくことなどがその理由である（津田 2014a）。また、君主自身が「カピトゥラリア」の中で過去の「カピトゥラリア」に言及する事例の分析は、800年の皇帝戴冠前後やシャルルマーニュ期とルイ敬虔帝期の間文書慣行（または過去の文書に対する認識）に大きな断絶が存在する可能性を浮彫りにした（津田 2013b）。

こうした観点から、従来、そして近年になってもほとんど研究が進められていないシャルル禿頭王期の「カピトゥラリア」を取り巻くコンテクストを分析したのが、「西フランク王国の統治行為における文書利用——いわゆる『カピトゥラリア』を中心に」（津田 2014b）である。この時代については、これまで「シャルルマーニュ期以来の慣行が連続していた」という単純な把握がなされてきた。しかし同稿の分析により、シャルルマーニュ期やルイ敬虔帝期と大きく異なり、「カピトゥラリア」を一文書類型として把握する態度があらわれていること、それらを体系的に生産・伝達・保管する試みが検出されることが明らかになり、文書慣行が根本的に変化している可能性が高いことが指摘されたのである。また、かつて筆者が指摘していたように（津田 2012a）、ルイ敬虔帝時代の827年に成立していたフォントネル修道院長アンセギスによる「カピトゥラリア蒐集」が、こうしたシャルル禿頭王時代の文書慣行・文書認識に大きな影響を与えていることも再度確認された。アンセギスの「カピトゥラリア蒐集」に、シャルルマーニュ期・ルイ敬虔帝期の多様な文書群が「勅令」のごとき文書とともに区別なく蒐集されたことで、これらがすべて「カピトゥラリア」なる一文書類型に属するという認識が生じたのである。

このように、本研究プロジェクトの枠内で提示した筆者（津田）の主張には、1) 今後の研究によ

り修正される可能性を含んだ未確定な知見、2) 近年の研究動向と補完関係にあると思われる知見、3) 他の研究者が見落としていると思われる視点から提示された独自の知見がそれぞれ含まれている。現状での大きな問題は、筆者の研究成果の多くが邦語でのみ提示されており、外国語による成果の発表は、2012年の邦語論文(津田 2012a)をもとに加筆修正を施した一つの(Tsuda 2013)及び2度の口頭報告(2011年インスブリュック、2013年チュービンゲン)のみにとどまるという点である。本研究プロジェクトの枠内で獲得することが出来た知見を広く欧米学界(とりわけドイツ語圏の学界)に披露し、議論を重ねていくことが、今後の重要な課題である¹¹⁾。

おわりにかえて：コルビーのアダラルとカロリング期の文書利用

最後に、本科研プロジェクトとの関連で、グラットハールによる近年の「カピトゥラリア」研究がシャルルマーニュ期の「カピトゥラリア」の多数にコルビー修道院長アダルハルドゥスが関与していることを強調している点を指摘しておきたい(Glatthaar 2013; Glatthaar 2014)。アダルハルドゥスは個別の「カピトゥラリア」の文言作成に関与していたのみならず、国王巡察使全体を管轄するごとき役職として「カピトゥラリア」と国王巡察使の集中的投入に関与したり、イタリア副王の摂政としてイタリアの「カピトゥラリア」の作成に関与したりといった活動を行っていた可能性が指摘されているのである。アダルハルドゥスの修道院内における活動については、本プロジェクトの中で丹下による諸論考が詳細な分析を行っているため、ここであらためて繰り返す必要はないと思われるが、アダルハルドゥスはミクロ・マクロの両レベルでカロリング期のフランク王国における文書利用に深く関わっていた人物であった可能性が高い。こうした形でさまざまな「カロリング的」文書利用のあり方が、アダルハルドゥスに由来するのであれば、彼の死後、とりわけヴェルダン条約後の各分王国において、それがどのように継承されたのか、またはどのような変化を見せたのかについての考察を行うことが、我々に残された極めて重大な課題であると考えられる。

11) 本稿脱稿後に『史学雑誌』論文(津田 2014a)をベースに加筆修正を施したドイツ語論文 War die Zeit Karls des Großen 'die eigentliche Ära der Kapitularien'? が、*Frühmittelalterliche Studien* 49, 2015に掲載される見通しとなったことを付記しておきたい。

「カピトゥラリア」関係文献目録

一次史料

Monumenta Germaniae Historica (ほとんどが www.dmgh.de にて無料で閲覧可能)

A. Boretius (ed.), *Capitularia regum Francorum I*, Hannover, 1883.

A. Boretius und V. Krause (eds.), *Capitularia regum Francorum II*, Hannover, 1897.

G. Schmitz (ed.), *Die Kapitulariensammlung des Ansegis*, Hannover, 1996.

T. Gross and R. Schieffer (eds.), *Hincmarus De ordine palatii. Fontes iuris germanici antiqui in usum scholarum separatim editi 3*, Hannover, 1980.

H. Mordek, K. Zechiel-Eckes and M. Glatthaar (eds.), *Die Admonitio generalis Karls des Großen, Fontes iuris germanici antiqui in usum scholarum separatim editi 16*, Hannover, 2012.

P. Brommer (ed.), *Capitula episcoporum I*, Hannover, 1984.

R. Pokorny and M. Stratmann (eds.), *Capitula episcoporum II*, Hannover, 1995.

R. Pokorny (ed.), *Capitula episcoporum III*, Hannover, 1995.

Idem (ed.), *Capitula episcoporum IV*, Hannover, 2005.

F. Maassen (ed.), *Concilia I, Concilia aevi Merovingici*, Hannover, 1893.

A. Werminghoff (ed.), *Concilia II, Concilia aevi Karolini 1 und 2*, Hannover – Leipzig, 1906–1908.

W. Hartmann (ed.), *Concilia III, Die Konzilien der karolingischen Teilreiche 843–859*, Hannover, 1984 .

Idem (ed.), *Concilia IV, Die Konzilien der karolingischen Teilreiche 860–874*, Hannover, 1998.

W. Hartmann, I. Schröder and G. Schmitz (eds.), *Concilia V, Die Konzilien der karolingischen Teilreiche 875–911*, Hannover, 2012.

「カピトゥラリア」の現代語訳を含む文献

P. E. Dutton (ed.), *Carolingian Civilization*, New York and London, 1993.

K. A. Eckhardt, *Die Gesetze des Karolingerreiches. 714–911*, Weimar, 1934.

P. D. King, *Charlemagne*, Lancaster, 1987.

H. R. Loyn and J. Percival, *The Reign of Charlemagne. Documents on Carolingian Government*

and Administration, London, 1975.

G. Tessier, '*Charlemagne*', Paris, 1967.

上原専祿「伝カール大王御料地令国訳嘗試」、小野武夫博士還暦記念論文集刊行会編『西洋農業
経済紙研究』日本評論社、1948年、1-36頁。

大久保泰甫「カピトゥラリア」、久保正幡先生還暦記念出版準備会編『西洋法制史料選 II 中世』
創文社、1978年、31-43頁。

大谷啓治「カール大帝 書簡集」、上智大学中世思想研究所編『中世思想原典集成 6 カロリング・
ルネサンス』平凡社、1992年、145-152頁。

ヨーロッパ中世史研究会編『西洋中世史料集』東京大学出版会、2000年。

河井田研朗「カロルス大帝の『万民への訓諭勅令』(Admonitio Generalis) (七八九年)の試訳」、
『ノートルダム清心女子大学キリスト教文化研究所年報』第27号、2005年、117-150頁。

歴史学研究会編『世界史史料 5 ヨーロッパ世界の成立と膨張 17世紀まで』岩波書店、2007年。

遠山茂樹「所謂『カール大帝御料地令』第70条瞥見」、『東北公益文科大学総合研究論集』15、
2008年、13-34頁。

Web サイト

Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters.

<http://www.digizeitschriften.de/dms/toc/?PPN=PPN345858735>

Jahresberichte des Präsidenten, Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters.

<http://www.mgh.de/das-institut/jahresberichte/>

Die digitalen Monumenta Germaniae Historica (dMGH).

<http://www.mgh.de/dmgh/>

G. Schmitz V. Lukas (eds.), *Edition der falschen Kapitularien des Benedictus Levita.*

<http://www.benedictus.mgh.de/>

'Capitularia regum Francorum', *Geschichtsquellen des deutschen Mittelalters (Caesarius Heis-*
terbacensis - Czacheritz), 2009, pp.14-17.

<http://www.repfont.badw.de/C.pdf>

Regesta Imperii Online.

<http://www.regesta-imperii.de/>

Capitularia – Edition der fränkischen Herrschererlasse.

<http://capitularia.uni-koeln.de/>

BIBLIOTHECA legum – Eine Handschriftlichendatenbank zum weltlichen Recht im Frankenreich.

<http://www.leges.uni-koeln.de/>

事典項目・教科書等

K Kroeschell, 'Die Kapitularien (Kleine Quellenkunde III)', Idem, *Deutsche Rechtsgeschichte Band 1: bis 1250* 13. Auflage, Opladen, 2008 (1. Auflage 1972), pp.69–82.

H. Mordek, 'Kapitularien', *Lexikon des Mittelalters V*, München und Zürich, 1991, pp.943–946.

M. Parisse, 'Capitulaire', *Dictionnaire du Moyen Âge (2^e édition)*, Paris, 2004, p.219.

R. Schmid–Wiegand, 'Kapitularien', *Reallexikon der Germanischen Altertumskunde 16*, Berlin and New York, 2000.

G. Schmitz, 'Kapitularien', *Handwörterbuch zur deutschen Rechtsgeschichte* (Lieferung 15), 2. Auflage, Berlin 2012, Sp.1604–1612.

T. M. Vann, 'Capitulary', *The Oxford Dictionary of the Middle Ages I*, Oxford and New York, 2010, p.334.

佐藤彰一「統治・行政文書」、高山博・池上俊一編『西洋中世学入門』、2005年、199–228頁。

ミッターイス＝リーベリッヒ（世良晃志郎訳）「フランク時代の法源」、『ドイツ法制史概説 改訂版』創文社、1971年、137–153頁。

研究文献（欧語）

S. Airlie, 'Talking Heads: Assemblies in Early Medieval Germany', P. S. Barnwell and M. Mostert (eds.), *Political Assemblies in the Earlier Middle Ages*, Turnhout, 2003, pp.29–46.

Idem, "For it is written in the law": Ansegis and the writing of Carolingian royal authority', S. Baxter et al. (eds.), *Early Medieval Studies in Memory of Patrick Wormald*, Cornwall, 2009, pp.219–236.

B. Apsner, *Vertrag und Konsens im früheren Mittelalter*, Trier, 2006.

J. F. Böhmer and E. Mühlbacher (eds.), *Regesta Imperii I. Karolinger: Regesten 751–918 (924)*, Innsbruck, 1908.

E. Boshof, *Ludwig der Fromme*, Darmstadt, 1996.

P. Brommer, *Capitula episcoporum: die bischöflichen Kapitularien des 9. und 10. Jahrhunderts*, Turnhout, 1985.

- T. M. Buck, *Admonitio und Praedicatio: Zur religiös-pastoralen Dimension von Kapitularien und kapitulariennahen Texten (507-814)*, Frankfurt am Main, 1997.
- Idem, 'Capitularia Imperatoria. Zur Kaisergesetzgebung Karls des Grossen von 802', *Historisches Jahrbuch* 122, 2002, pp.3-26.
- A. Bühler, 'Capitularia Relecta: Studien zur Entstehung und Überlieferung der Kapitularien Karls des Großen und Ludwigs des Frommen', *Archiv für Diplomatik: Schriftgeschichte, Siegel- und Wappenkunde* 32, 1986, pp.305-501.
- Idem, 'Wort und Schrift im karolingischen Recht', *Archiv für Kulturgeschichte* 72, 1990, pp. 275-296.
- P. Campbell, 'Die Kapitularien. Entstehung und Bedeutung', K. Kroeschell et al. (eds.), *Funktion und Form. Quellen- und Methodenprobleme der mittelalterlichen Rechtsgeschichte*, Berlin, 1996, pp.23-38.
- C. de Clercq, *La législation religieuse franque. De Clovis à Charlemagne*, Louvain, 1936.
- Idem, *La législation religieuse franque. De Louis le Pieux à la fin du 9^e siècle*, Antwerp, 1958.
- M. Conrat (Cohn), 'Hludowici imperatoris epistola ad Agobardum missa', *Neues Archiv der Gesellschaft für Ältere Deutsche Geschichtskunde zur Beförderung einer Gesamtausgabe der Quellenschriften deutscher Geschichten des Mittelalters* 37, 1912, pp.771f.
- M. Costambeys, M. Innes and S. MacLean, 'Governing the Empire', M. Costambeys, M. Innes and S. MacLean (eds.), *The Carolingian World*, Cambridge, 2011, pp.170-194.
- P. Depreux, 'L'expression «statum est a domno rege et sancta synodo» annonçant certaines dispositions du capitulaire de francfort (794)', R. Berndt (ed.), *Das Frankfurter Konzil von 794*, Mainz, 1997, pp.81-101.
- Idem, 'Zur Nützlichkeit bzw. Nutzlosigkeit von Kunsttiteln für Kapitularien (am Beispiel der Nummern 134-135, 143-145 und 178 aus der Boretius-Edition)', *Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters* 70, 2014, pp.87-106.
- R. Deutinger, *Königsherrschaft im Ostfränkischen Reich. Eine pragmatische Verfassungsgeschichte der späten Karolingerzeit*, Ostfildern, 2006.
- Idem, 'Staatlichkeit im Reich der Ottonen', W. Pohl et al (eds.), *Der frühmittelalterliche Staat - Europäische Perspektiven*, Wien, 2009, pp.133-144.
- D. Eichler, *Fränkische Reichsversammlungen unter Ludwig dem Frommen*, Hannover, 2007.
- M. de Jong, 'The state of the church, ecclesia and early medieval state formation', W. Pohl and V. Wieser (eds.), *Der frühmittelalterliche Staat: Europäische Perspektive*, Wien, 2009, pp.

241–254.

- W. A. Eckhardt, 'Was waren die Kapitularien?', *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte. Germanistische Abteilung* 79, 1962, pp.237–241.
- J. Ehlers, 'Strukturen früher Staatlichkeit. West- und Ostfrankenreich im Vergleich (9./10. Jahrhundert)', W. Pohl et al. (eds.), *Der frühmittelalterliche Staat – Europäische Perspektiven*, Wien, 2009, pp.89–97.
- S. Esders, *Römische Rechtstradition und merowingische Königtum: zum Rechtscharakter politischer Herrschaft in Burgund im 6. und 7. Jahrhundert*, Göttingen, 1997.
- I. Fees (ed.), *Die Regesten des Westfrankenreichs und Aquitaniens. I Karl der Kahle 840 (823)–877. Lfg. 1 (840/823–848)*, Köln – Weimar – Wien, 2006.
- F. J. Felten, 'Konzilsakten als Quellen für die Gesellschaftsgeschichte des 9. Jahrhunderts', G. Jenal (ed.), *Herrschaft, Kirche, Kultur. Beiträge zur Geschichte des Mittelalters. Festschrift für Friedrich Prinz zu seinem 65. Geburtstag*, Stuttgart, 1993, pp.177–201.
- S. Freund, *Von den Agilolfingern zu den Karolingern*, München, 2004.
- F. L. Ganshof, *Recherches sur les capitulaires*, Paris, 1958.
- Idem, *Was waren die Kapitularien?*, Weimar, 1961.
- M. Geiselhart, *Die Kapitulariengesetzgebung Lothars I. in Italien*, Frankfurt am Main – Berlin – Bern – Bruxelles – New York – Oxford – Wien, 2001.
- M. Glatthaar, 'Die drei Fassungen des Doppelkapitulars von Diedenhofen/Thionville (805/806): Entwurf – Erlass – Revision', *Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters* 69, 2013, pp.443–478.
- Idem, 'Subjektiver und indirekter Stil in den Kapitularien Karls des Großen. Ein Beitrag zur Frage ihrer Entstehung', *Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters* 70, 2014, pp. 1–42.
- J. E. Goldberg, *Struggle for Empire: kingship and conflict under Louis the German. 817–876*, New York, 2006.
- O. Guillot, 'Une ordinatio méconne. Le Capitulaire de 823–825', P. Godman and R. Collins (eds.), *Charlemagne's Heir: New Perspectives on the Reign of Louis the Pious*, Oxford, 1990, pp. 455–486.
- D. Hägermann, 'Zur Entstehung der Kapitularien', W. Schlögl et al. (eds.), *Grundwissenschaften und Geschichte. Festschrift für Peter Acht*, Kallmünz, 1976, pp.12–27.
- J. Hannig, *Consensus Fidelium. Frühfeudale Interpretationen des Verhältnisses von Königtum*

- und Adel am Beispiel des Frankenreiches*, Stuttgart, 1982.
- W. Hartmann, *Die Synoden der Karolingerzeit im Frankenreich und in Italien*, Paderborn – München – Wien – Zürich, 1989.
- Idem, 'Rechtskenntnis und Rechtsverständnis bei den Laien des früheren Mittelalters', H. Mordek (ed.), *Aus Archiven und Bibliotheken. Festschrift für Raymund Kottje zum 65. Geburtstag*, Frankfurt am Main – Bern – New York – Paris, 1992, pp.1–20.
- Idem, 'Karl der Grosse und das Recht', P. L. Butzer (ed.), *Karl der Grosse und sein Nachwirken. 1200 Jahre Kultur und Wissenschaft in Europa*, Turnhout, 1997, pp.173–192.
- Idem, *Ludwig der Deutsche*, Darmstadt, 2002.
- Idem (ed.), *Ludwig der Deutsche und seine Zeit*, Darmstadt, 2004.
- Idem, 'Original und Rekonstruktion eines Archetyps bei den spätkarolingischen Konzilienakten', B. Merta et al. (eds.), *Vom Nutzen des Edierens*, Wien – München, 2005, pp.77–89.
- Idem, *Karl der Grosse*, Stuttgart, 2010.
- Idem, 'Über 100 Jahre Edition der karolingischen Konzilien bei den Monumenta Germaniae Historica', *Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters* 70, 2014, pp.107–120.
- W. Hechberger, *Adel im fränkisch-deutschen Mittelalter*, Ostfildern, 2005.
- M. Innes, 'Charlemagne's government', J. Story (ed.), *Charlemagne. Empire and society*, Manchester and New York, 2005, pp.71–90.
- Idem, *Introduction to early medieval western Europe, 300–900. The sword, the plough and the book*, London and New York, 2007.
- P. Johaneck, 'Herrscherdiplom und Empfängerkreis. Die Kanzlei Ludwigs des Frommen in der Schriftlichkeit der Karolingerzeit', R. Schieffer (ed.), *Schriftkultur und Reichsverwaltung unter den Karolingern*, Opladen, 1996, pp.167–188.
- O. Kano, 'La genèse du capitulaire et son contexte diplomatique', S. Sato (ed.), *Genesis of Historical Text – Text/Context (21st Century COE Program International Conference Series No. 4)*, Naogya, 2004, pp.91–100.
- S. Kikuchi, 'Carolingian capitularies as texts: significance of texts in the government of the Frankish kingdom especially under Charlemagne', O. Kano (ed.), *Configuration du texte en histoire (Global COE Program International Conference Series No. 12)*, Nagoya, 2012, pp. 67–80.
- Idem, *Untersuchungen zu den Missi dominici. Herrschaft und Delegation in der Karolingerzeit*, Dissertation: Ludwig–Maximilians Universität München, 2013.

- V. Koal, *Studien zur Nachwirkung der Kapitularien in den Kanonensammlungen des Frühmittelalters*, Frankfurt am Main, 2001.
- T. Kölzer, 'Die merowingischen Kapitularien in diplomatischer Sicht', O. Münsch (ed.), *Scientia veritatis. Festschrift für Hubert Mordek zum 65. Geburtstag*, Ostfildern, 2004, pp.13–23.
- A. Krah, 'Zur Kapitulariengesetzgebung in und für Neustrien', H. Atsma (ed.), *La Neustrie. Les pays au nord de la Loire de 650 á 850*, Sigmaringen 1989, pp.565–583.
- K. Kroeschell, 'Recht und Gericht in den merowingischen "Kapitularien"', O. Capitani (ed.), *La Giustizia nell'alto medioevo (secolo v–viii)*, Spoleto, 1995, pp.737–769.
- É. Magnou-Nortier, 'Charlemagne, l'église franque et l'état', *Mélanges de science religieuse* 51, 1994, pp.359–373.
- Eadem, 'La tentative de subversion de l'État sous Louis le Pieux et l'œuvre des falsificateurs', *Le Moyen Âge* 105, 1999, pp.331–365, 615–641.
- Eadem, 'L' »Admonitio Generalis«. Étude critique', J. Perarnau (ed.), *Jornades internacionals d'Estudi sobre el Bisbe Feliu d'Urgell*, Barcelona, 2000, pp.195–242.
- R. McKitterick, *The Frankish Church and the Carolingian Reforms. 789–895*, London, 1977.
- Eadem, 'Some Carolingian Law-books and their Function', B. Tierney and P. Linehan (eds.), *Authority and Power. Studies on medieval Law and Government presented to Walter Ullmann on his seventieth Birthday*, Cambridge, 1980, pp.13–27.
- Eadem, *The Carolingians and the written word*, Cambridge, 1989.
- Eadem, 'Zur Herstellung von Kapitularien: Die Arbeit des Leges-Skriptoriums', *Mitteilungen des Instituts für Österreichische Geschichtsforschung* 101, 1993, pp.3–16.
- Eadem, 'The king and the kingdom: communications and identities', Eadem, *Charlemagne. The Formation of a European Identity*, Cambridge – New York – Melbourne – Madrid – Cape Town – Singapore – São Paulo – Delhi, 2008, pp.214–291.
- B. Mischke, *Kapitularienrecht und Urkundenpraxis unter Kaiser Ludwig dem Frommen (814–840)*, Inaugural-Dissertation zur Erlangung der Doktorwürde der Philosophischen Fakultät der Rheinischen Friedrich-Wilhelms-Universität zu Bonn, 2013.
- H. Mordek, 'Karolingische Kapitularien', H. Mordek (ed.), *Überlieferung und Geltung normativer Texte des frühen und hohen Mittelalters*, Sigmaringen, 1986a, pp.25–50.
- Idem, 'Unbekannte Texte zur karolingischen Gesetzgebung. Ludwig der Fromme, Einhard und die Capitula adhuc conferenda', *Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters* 42, 1986b, pp.446–470.

- Idem, 'Weltliches Recht im Kloster Weißenburg/Elsaß. Hinkmar von Reims und die Kapitulariensammlung des Cod. Sélestat, Bibliothèque Humaniste, 14 (104)', M. Borgolte and H. Spilling (eds.), *Litterae Medii Aevi. Festschrift für Johanne Autenrieth zu ihrem 65. Geburtstag*, Sigmaringen 1988, pp.69–85.
- Idem, 'Recently Discovered Capitulary Texts Belonging to the Legislation of Louis the Pious', P. Godman and R. Collins (eds.), *Charlemagne's Heir: New Perspectives on the Reign of Louis the Pious*, Oxford, 1990, pp.437–453.
- Idem, 'Ein Freiburger Kapitularienfragment', *Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters* 48, 1992, pp.609–613.
- Idem, 'Bemerkungen zum Frankfurter Kapitular Karls des Großen (794)', J. Fried et al. (eds.), *794–Karl der Große in Frankfurt am Main*, Sigmaringen, 1994, pp.46–49, 134f.
- Idem, 'Frühmittelalterliche Gesetzgeber und *iustitia* in Miniaturen weltlicher Rechtshandschriften', *La giustizia nell'alto medioevo (secoli V–VIII)*, Spoleto, 1995a, pp.997–1052.
- Idem, *Bibliotheca capitularium regum Francorum manuscripta. Überlieferung und Traditionszusammenhang der fränkischen Herrschererlasse (MGH. Hilfsmittel 15)*, München, 1995b.
- Idem, 'Kapitularien und Schriftlichkeit', R. Schieffer (ed.), *Schriftkultur und Reichsverwaltung unter den Karolingern*, Opladen, 1996a, pp.34–66.
- Idem, 'Leges und Kapitularien', *Die Franken–Wegbreiter Europas. Vor 1500 Jahren: König Chlodwig und seine Erben. Ausstellungskatalog Reiss–Museum Mannheim, Bd. 1*, Mainz, 1996b, pp.488–498.
- Idem, 'Aachen, Frankfurt, Reims. Beobachtungen zu Genese und Tradition de «Capitulare Francofurtense» (794)', R. Berndt (ed.), *Das FrankfurterKonzil von 794. Kristallisationspunkt karolingischer Kultur, Teil I: Politik und Kirche*, Mainz, 1997, pp.125–148.
- Idem, 'Ein exemplarischer Rechtsstreit: Hinkmar von Reims und das Landgut Neuilly–Saint–Front', *Zeitschrift der Savigny–Stiftung für Rechtsgeschichte, Kanonistische Abteilung* 83, 1997, pp.86–112.
- Idem, *Studien zur fränkischen Herrschergesetzgebung. Aufsätze über Kapitularien und Kapitulariensammlungen ausgewählt zum 60. Geburtstag*, Frankfurt am Main – Berlin – Bern – Bruxelles – New York – Oxford – Wien, 2000.
- Idem, '“Quod si se non emendent, excommunicentur”: Rund um ein neues Exzerpt des Capitulare generale Kaiser Karls des Großen (802)', K. G. Cushing et al. (ed.), *Ritual, text and law: studies in medieval canon law and liturgy presented to Roger E. Reynolds*, Aldershot, 2004,

- pp.171–183.
- Idem, 'Karls des Großen zweites Kapitular von Herstal und die Hungersnot der Jahre 778/779', *Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters* 61, 2005a, pp.1–52.
- Idem, 'Die Anfänge der fränkischen Gesetzgebung für Italien', *Quellen und Forschungen aus italienischen Archiven und Bibliotheken* 85, 2005b, pp.1–34.
- H. Mordek and M. Glatthaar, 'Von Wahrsagerinnen und Zauberern. Ein Beitrag zur Religionspolitik Karls des Großen', *Archiv für Kulturgeschichte* 75, 1993, pp.33–64.
- H. Mordek and G. Schmitz, 'Neue Kapitularien und Kapitulariensammlungen', *Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters* 43, 1987, pp.361–439.
- O. Münsch, *Der Liber legum des Lupus von Ferrières*, Frankfurt am Main – Berlin – Bern – Bruxelles – New York – Oxford – Wien, 2001.
- J. Nelson, 'Legislation and Consensus in the Reign of Charles the Bald', *Politics and Ritual in Early Medieval Europe*, London, 1986, pp.91–116.
- Eadem, *Charles the Bald*, London, 1992.
- Eadem, *The Frankish World 750–900*, London and Rio Grande, 1996.
- Eadem, 'Literacy in Carolingian government', R. McKitterick (ed.), *The Uses of Literacy in early medieval Europe*, Cambridge – New York – Port Chester – Melbourne – Sydney, 1990, pp.258–296.
- Eadem, 'The voice of Charlemagne', R. Gameson and H. Leyser (eds.), *Belief and culture in the Middle Ages*, Oxford – New York, 2001, pp.76–88.
- S. Patzold, 'Die Veränderung frühmittelalterlichen Rechts im Spiegel der 'Leges'-Reformen Karls des Großen und Ludwigs des Frommen', S. Esders et al. (eds.), *Rechtsveränderung im politischen und sozialen Kontext mittelalterlicher Rechtsvielfalt*, Münster, 2005, pp.63–99.
- Idem, 'Konsens und Konkurrenz. Überlegungen zu einem aktuellen Forschungskonzept der Mediävistik', *Frühmittelalterliche Studien* 41, 2007a, pp.75–103.
- Idem, 'Normen im Buch: Überlegungen zu Geltungsansprüchen so genannter Kapitularien', *Frühmittelalterliche Studien* 41, 2007b, pp.331–350.
- Idem, *Episcopus. Wissen über Bischöfe im Frankenreich des späten 8. bis frühen 10. Jahrhunderts*, Ostfildern, 2008.
- Idem, 'Benedictus Levita I, 279 – ein echtes Capitulum von 829? Vorarbeiten zur Neuedition des Kapitularien Ludwigs des Frommen', *Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelal-*

- ters 70, 2014, pp.67–86.
- R. Pokorny, 'Ein unbekannter Synodalsermo Arns von Salzburg', *Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters* 39, 1983, pp.379–394.
- Idem, 'Die drei Versionen der Triburer Synodalakten von 895', *Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters* 48, 1992, pp.429–511.
- Idem, 'Eine Brief–Instruktion aus dem Hofkreis Karls des Großen an einen geistlichen Missus', *Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters* 52–1, 1996, pp.57–83.
- C. Pössel, 'Authors and recipients of Carolingian capitularies. 779–829', R. Corradini, R. Meens, C. Pössel and P. Shaw (eds.), *Texts and Identities in the early Middle Ages*, Wien, 2006, pp. 253–274.
- T. Reuter, 'Assembly Politics in Western Europe', P. Linehan and J. L. Nelson (eds.), *The Medieval World*, London, 2001, pp.432–450.
- R. Schmidt–Wiegand, 'Volksprachige Rechtswörter in karolingischen Kapitularien', A. Grotans et al. (eds.), *De consolatione philologiae: Studies in Honor of Evelyn S. Firchow*, Göppingen, 2000, pp.335–342.
- G. Schmitz, 'Zur Kapitulariengesetzgebung Ludwigs des Frommen', *Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters* 42, 1986, pp.471–516.
- Idem, 'Ansegis und Regino. Die Rezeption der Kapitularien in den Libri duo de synodalibus causis', *Zeitschrift der Savigny–Stiftung für Rechtsgeschichte* 105, 1988, pp.95–132.
- Idem, 'The Capitulary legislation of Louis the Pious', P. Godman and R. Collins (eds.), *Charlemagne's Heir: New Perspectives on the Reign of Louis the Pious*, Oxford, 1990, pp.425–436.
- Idem, 'Intelligente Schreiber. Beobachtungen aus Ansegis– und Kapitularienhandschriften', H. Mordek (ed.), *Papsttum, Kirche und Recht. Festschrift für Horst Fuhrmann zum 65. Geburtstag*, Tübingen, 1991, pp.79–93.
- Idem, "'... pro utile firmiter tenenda sunt lege'. Bemerkungen zur Brauchbarkeit und zum Gebrauch der Kapitulariensammlung des Ansegis', D. Bauer et al. (eds.), *Mönchtum, Kirche, Herrschaft 750–1000. Festschrift für Josef Semmler zum 65. Geburtstag*, Sigmaringen, 1998, pp.213–229.
- Idem, 'Die Reformkonzilien von 813 und die Sammlung des Benedictus Levita', *Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters* 56, 2000, pp.1–31.
- Idem, 'Echte Quellen – falsche Quellen. Müssen zentrale Quellen aus der Zeit Ludwigs des Frommen neu bewertet werden?', F.–R. Erkens and H. Wolff (eds.), *Von sacerdotium und*

- regnum. Festschrift für Egon Boshof zum 65. Geburtstag*, Köln, Weimar and Wien, 2002, pp.275–300.
- Idem, 'Die allmähliche Verfertigung der Gedanken beim Fälschen. Unausgegorenes und Widersprüchliches bei Benedictus Levita', W. Hartmann and G. Schmitz (eds.), *Fortschritt durch Fälschungen? Ursprung, Gestalt und Wirkungen der pseudoisidorischen Fälschungen*, Hannover, 2002, pp.29–60.
- Idem, 'Echtes und Falsches', O. Münsch and T. Zotz (eds.), *Scientia veritatis. Festschrift für Hubert Mordek zum 65. Geburtstag*, Ostfildern, 2004, pp.133–172.
- Idem, 'Hunger und Wucher. Zur konziliaren Wahrnehmung gesellschaftlicher Wirklichkeit im 9. Jahrhundert', *Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters* 70, 2014, pp.121–142.
- H. Schneider, 'Karolingische Kapitularien und ihre bischöfliche Vermittlung', *Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters* 63, 2007, pp.470–496.
- R. Schneider, 'Zur rechtlichen Bedeutung der Kapitularientexte', *Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters* 23, 1967, pp.273–294.
- I. Schröder, 'Was nicht in den Konzilsakten steht', *Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters* 70, 2014, pp.163–182.
- J. Semmler, 'Zur Überlieferung der monastischen Gesetzgebung Ludwigs des Frommen', *Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters* 16, 1960, pp.309–388.
- Idem, 'Die Beschlüsse des Aachener Konzils im Jahre 816', *Zeitschrift für Kirchengeschichte* 74, 1963, pp.15–82.
- Idem, 'Administration und Schriftlichkeit im Dienste der Reform', R. Schieffer (ed.), *Schriftkultur und Reichsverwaltung unter den Karolingern*, Opladen, 1996, pp.67–84.
- H. Siems, 'Vorfragen zu einer Untersuchung über den Handel in den frühmittelalterlichen Rechtsquellen', K. Düwel et al. (eds.), *Untersuchungen zu Handel und Verkehr der vor- und frühgeschichtlichen Zeit in Mittel- und Nordeuropa. Teil III*, Göttingen, 1985, pp.100–125.
- Idem, *Handel und Wucher im Spiegel frühmittelalterlicher Rechtsquellen*, Hannover, 1992 (特に pp.431–499と730–748).
- Idem, 'Textbearbeitung und Umgang mit Rechtstexten im Frühmittelalter. Zur Umgestaltung der Leges im Liber legum des Lupus', H. Siems et al. (eds.), *Recht im frühenmittelalterlichen Gallien*, Köln – Weimar – Wien, 1995, pp.28–72.
- A. Stieldorf, *Marken und Markgrafen. Studien zur Grenzsicherung durch die fränkisch*

- deutschen Herrscher*, Hannover, 2012.
- J. Story, 'Bishop George and the Legate's Mission to England', Eadem, *Carolingian Connections. Anglo-Saxon England and Carolingian Francia, c. 750-870*, Aldershot, 2003, pp.55-92.
- T. Tsuda, 'Was hat Ansegis gesammelt? Über die zeitgenössische Wahrnehmung der 'Kapitularen' in der Karolingerzeit', *Concilium medii aevi. Zeitschrift für Geschichte, Kunst und Kultur des Mittelalters und der Frühen Neuzeit* 16, 2013, pp.209-231.
- K. Ubl, 'Gab es das Leges-Skriptorium Ludwigs des Frommen?', *Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters* 70, 2014a, pp.43-66.
- Idem, 'Bischöfe und Laien auf dem Konzil von Tribur 895. Zur Politisierung des Ehe in der Karolingerzeit', *Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters* 70, 2014b, pp.143-162.
- Idem, 'Die erste Leges-Reform Karls des Großen', A. Speer and G. Guldentops (eds.), *Das Gesetz - The Law - La Loi*, Berlin, 2014c, pp.75-92.
- Idem, *Die Karolinger. Herrscher und Reich*, München, 2014d.
- S. Vanderputten, 'Faith and Politics in Early Medieval Society: Charlemagne and the Frustrating Failure of an Ecclesiological Project', *Revue d'Histoire Ecclesiastique* 96-3/4, 2001, pp. 311-332.
- P. Wormald, 'Lex Scripta and Verbum Regis: Legislation and Germanic Kingship, from Euric to Cnut', P. H. Sawyer and I. N. Wood (eds.), *Early Medieval Kingship*, Leeds, 1997, pp.105-138.
- Idem, 'The Legal World of "Lupus"', Idem, *The Making of English Law: King Alfred to the Twelfth Century. Volume I*, Oxford, 1999, pp.30-92.
- I. Woll, *Untersuchungen zu Überlieferung und Eigenart der merowingischen Kapitularien*, Frankfurt am Main, 1995.
- H. Zielinski (ed.), *Die Regesten des Regnum Italiae und der burgundischen Regna, I*, Köln - Weimar - Wien, 1991.
- D. Zimpel, 'Unliebsame Herrschererlasse im Frankenreich. Über die Sabotage von Kapitularien', O. Münsch (ed.), *Scientia veritatis. Festschrift für Hubert Mordek zum 65. Geburtstag*, Ostfildern, 2004, pp.127-136.

研究文献 (邦語)

- 五十嵐修「国王巡察使とフランクの国制」、『歴史学研究』第586号、1988年、101-110頁。
同『王国・教会・帝国—カール大帝の王権と国家』知泉書館、2010年。

- 大久保泰甫「カピトゥラリアの法的性格」1-4、『法学協会雑誌』第81号-4、1965年、309-372頁；第85号-5、1968年 a、701-737頁；第85号-11、1968年 b、1503-1546頁；第85号-12、1968年 c、1617-1674頁。
- 加納修「メロヴィング期にカピトゥラリアはあったのか——フランク時代の国王命令と文書類——」、『歴史学研究』795号、2004年、32-43頁。
- 河井田研朗「カロルス大帝の『万民への訓諭勅令』（Admonitio Generalis）（789年）の注解（1）」、『福岡大学人文論叢』第36号-4、2005年 b、1-23頁。
- 菊地重仁「テキストとしてのカロリング期カピトゥラリア」、『名古屋大学グローバル COE プログラム第12回国際研究集会報告書』、2012年、205-215頁。
- 同「カロリング期政治エリートたちによる文書の利用・再利用についての覚書」、丹下栄編『カロリング期社会変革の基礎的研究。教会エリート、大所領（研究成果中間報告書）』、2013年、48-56頁。
- 同「中心と周縁を結ぶ：カロリング朝フランク王国における命令伝達・執行の諸相について」、2013年、『西洋史研究』新輯第43号、2014年 a、28-51頁。
- 同「複合国家としてのフランク帝国における『改革』の試み：カール大帝皇帝戴冠直後の状況を中心に」、『西洋中世研究』6号、2014年 b、160-174頁。
- 多田哲「カロリング王権と民衆教化——『一般訓令』（789年）の成立事情を手掛かりに——」、『西洋史学』第178号、1995年、45-58頁。
- 同「カロリング王権による民衆教化政策の展開」、『歴史学研究』668号、1996年、17-31頁。
- 同「リエージュ司教と民衆教化——『ゲルバルドゥス蒐集』（806年）に見られる司教の施策」、『西洋史研究』新輯第26号、1997年、144-158頁。
- 同『ヨーロッパ中世の民衆教化と聖人崇敬』創文社、2014年。
- 津田拓郎「カロリング期教会改革のバイエルンにおける展開——ザルツブルク大司教アルノ（785 [798]-821）の時代を中心に——」、『西洋史研究』新輯第34号、2005年、77-109頁。
- 同「ルートヴィヒドイツ人王時代における集会の果たす役割について」、『歴史』第110輯、2008年、1-25頁。
- 同「カロリング期フランク王国における王国集会・教会会議——ピピン期・シャルルマーニュ期を中心に——」、『ヨーロッパ文化史研究』第11号、2010年、131-180頁。
- 同「9世紀末～10世紀初頭のフランク王国における王国集会・教会会議」、『ヨーロッパ文化史研究』第12号、2011年、141-178頁。
- 同「カロリング期のカピトゥラリア——同時代人は『カピトゥラリア』を一つの文書類として認識していたのか？」、『ヨーロッパ文化史研究』第13号、2012年 a、167-198頁。

- 同「カピトゥラリアに関する近年の研究動向」、『西欧中世文書の史料論的研究 平成23年度研究成果報告書』、2012年 b、110-134頁。
- 同「カロリング期フランク王国における『カピトゥラリア』と宮廷アーカイヴ」、『ヨーロッパ文化史研究』第14号、2013年 a、79-97頁。
- 同「シャルルマーニュ期・ルイ敬虔帝期のいわゆる『カピトゥラリア』についての一考察」、『西洋史研究』新輯第42号、2013年 b、92-129頁。
- 同「カロリング期の統治行為における文書利用——シャルルマーニュ期は『カピトゥラリア』の最盛期』だったのか」、『史学雑誌』第123編 2号、2014年 a、35-60頁。
- 同「西フランク王国の統治行為における文書利用——いわゆる『カピトゥラリア』を中心に」、『エクフラシス』第4号、2014年 b、13-28頁。
- 西川洋一「初期中世ヨーロッパの法の性格に関する覚書」、『北大法学論集』41 (5-6) 号、1991年、29-121頁。